



令和元年（2019年）11月11日

各 位

東京都中央区八丁堀二丁目10番9号
ユニゾホールディングス株式会社
取締役社長 小崎 哲資
(コード番号：3258 東証第一部)
問合わせ先 専務取締役兼専務執行役員 山本 正登
(電話 03-3523-7534)

サッポロ合同会社による 当社株券に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ

サッポロ合同会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、令和元年（2019年）11月11日、公開買付者より、「公開買付条件等の変更の公告」及び「公開買付届出書の訂正届出書」が提出され、本公開買付けにおける買付け等の期間及び決済の開始日が下記1. 及び2. のとおり変更されております（かかる変更を、令和元年（2019年）9月20日に公開買付者より「公開買付条件等の変更の公告」及び「公開買付届出書の訂正届出書」が提出されたこと、同年10月2日に公開買付者より「公開買付条件等の変更の公告」及び「公開買付届出書の訂正届出書」が提出されたこと、同年10月17日に公開買付者より「公開買付条件等の変更の公告」及び「公開買付届出書の訂正届出書」が提出されたこと、並びに同年10月25日に公開買付者より「公開買付条件等の変更の公告」及び「公開買付届出書の訂正届出書」が提出されたことにより本公開買付けにおける買付け等の期間及び決済の開始日が変更されたことと併せて、以下「本買付条件等変更」といいます。）。

また、これに伴い、当社が令和元年（2019年）8月16日に公表した「サッポロ合同会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明（賛同）のお知らせ」（同年9月24日に公表した「サッポロ合同会社による当社株券に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」、同年9月27日に公表した「サッポロ合同会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明（留保）のお知らせ」、同年10月3日に公表した「サッポロ合同会社による当社株券に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」、同年10月17日に公表した「サッポロ合同会社による当社株券に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」、同年10月21日に公表した「（訂正）令和元年（2019年）9月27日付「サッポロ合同会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明（留保）のお知らせ」の一部訂正について」、同年10月21日に公表した「サッポロ合同会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明（留保）のお知らせ」、及び同年10月25日に公表した「サッポロ合同会社による当社株券に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」により変更された内容を含みます。以下「令和元年（2019年）8月16日付け意見表明プレスリリース」といいます。）の内容に変更すべき事項が生じたので、下記3. のとおり併せてお知らせいたします（なお、変更箇所には下線を付しております。）。

記

1. 買付け等の期間 (変更前)

令和元年（2019年）8月19日（月曜日）から令和元年（2019年）11月11日（月曜日）まで
(56営業日)

(変更後)

令和元年(2019年)8月19日(月曜日)から令和元年(2019年)11月15日(金曜日)まで
(60営業日)

2. 決済の開始日

(変更前)

令和元年(2019年)11月18日(月曜日)

(変更後)

令和元年(2019年)11月22日(金曜日)

3. 令和元年(2019年)8月16日付け意見表明プレスリリースの内容変更

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(6) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置意見の内容

⑤ 本公開買付価格の公正性を担保する客観的状況の確保

(変更前)

(前略)

さらに、公開買付者は、本買付条件等変更前の本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「本公開買付期間」といいます。)について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としているとのことです(なお、本買付条件等変更により、本公開買付期間は56営業日に延長されているとのことです)。本公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主に本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付けの公正性を担保しているとのことです。なお、本買付条件等変更により、本公開買付期間は令和元年(2019年)8月19日(月曜日)から令和元年(2019年)11月11日(月曜日)までとなるとのことです。

(変更後)

(前略)

さらに、公開買付者は、本買付条件等変更前の本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「本公開買付期間」といいます。)について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としているとのことです(なお、本買付条件等変更により、本公開買付期間は60営業日に延長されているとのことです)。本公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主に本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付けの公正性を担保しているとのことです。なお、本買付条件等変更により、本公開買付期間は令和元年(2019年)8月19日(月曜日)から令和元年(2019年)11月15日(金曜日)までとなるとのことです。

以上

※公開買付者から提出された「公開買付条件等の変更の公告」及び「公開買付届出書の訂正届出書」につきましては、金融庁が提供する「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)」をご参照ください(アドレス：<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>)。